

「ディスポーザ排水処理システム」の設置取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第3項に適合する排水設備として公共下水道施設に接続する場合の「ディスポーザ排水処理システム」（以下「システム」という。）の設置及び維持管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、八王子市下水道条例（昭和41年八王子市条例第9号。以下「条例」という。）で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

(1) システム ディスポーザ（生ごみを破砕する装置をいう。以下同じ。）で粉砕した生ごみを含む排水を、排水処理装置（排水処理部）で処理してから公共下水道へ排除する機器の総体をいう。

(ア) 生物処理タイプ ディスポーザからの排水を専用配管で排水処理槽（排水処理部）へ排出し、生物処理した後排水のみを公共下水道へ排除し、汚泥は別途廃棄する方式のシステムをいう。

(イ) 機械処理タイプ ディスポーザからの排水を機械装置（排水処理部）によって固形物（以下「乾燥ごみ等」という。）と液体とに分離し、分離された液体のみを公共下水道へ排除し、乾燥ごみ等は別途廃棄する方式のシステムをいう。

(2) 使用者 設置されたシステムを利用し、最終的にシステムの維持管理について責務を負う者をいい、戸建て住宅の所有者若しくは占用者又は共同住宅の管理組合等をいう。

(3) 設置者 当該システムを設置した者をいう。

(4) 製造者 システムを製造する者をいう。

(5) 販売者 システムを販売する者をいう。

(6) 規格適合評価書 公益社団法人日本下水道協会（以下「下水道協会」という。）が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月）」（以下「性能基準（案）」という。）による規格適合評価を受けたことを示す文書をいう。

(7) 認証書 下水道協会が作成した性能基準（案）による製品認証を受けたことを示す文書をいう。

(設置の基準)

第3条 設置するシステムは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 性能基準（案）による規格適合評価及び製品認証を受けたもの。

(2) 前号に定めるもののほか、管理者が設置について適当であると判断したもの。

2 前項で規定するシステム以外のディスポーザは設置してはならない。

3 システムの設置工事者は八王子市排水設備工事指定工事店でなければならない。

4 システムの設置は、システムが正常に機能するように適切かつ的確に行わなければならない。

(申請書の提出と計画の確認)

第4条 システムの新設、増設、変更(廃止の場合も含む。)を行おうとする者は、条例第8条に規定する排水設備等の新設等の届出をしなければならない。

2 前項の届出を行うときは、八王子市下水道条例施行規則第4条の規定によるほか、別表に定める書類等を添付しなければならない。

3 第2条第1項第1号で規定する生物処理タイプにおいては、前項で定める書類等を2部添付するものとする。

(認証マークの表示及び確認)

第5条 第3条第1項第1号に適合するシステムには、下水道協会が発行又は承認する認証マークを機器の見やすい箇所に表示しなければならない。

2 システムの新設、増設、変更を行った者は、条例第9条第1項の規定により排水設備等の工事の完了の届け出をする際に、システムに表示された認証マーク及び機器が確認できる写真を提出するものとする。

(使用者及び設置者等の責務)

第6条 使用者は、設置した性能を保持するため、適正な利用に努めるとともに、維持管理に関して第4条第2項に基づき適正な管理をしなければならない。

2 使用者は、システムの利用に際して、維持管理業務委託契約を維持管理業者との間で契約締結しなければならない。

3 設置者は、使用者に対して維持管理業務委託契約の締結が不可欠であることを説明し、周知徹底させなければならない。

4 使用者及び設置者は、市長が行う維持管理についての指導に協力しなければならない。

5 使用者及び設置者は、システムの維持管理業務委託契約に基づき、維持管理業務受託者が実施する保守点検に関する記録、清掃及び汚泥引き抜き等の維持管理に関する資料を3年間保存し、市長から請求があったときは提出しなければならない。

6 システムから発生する汚泥又は乾燥ごみ等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づき適正に処理しなければならない。

7 製造者又は販売者は、システムを販売する時は、使用者に対し、適正な維持管理を行う必要があることを説明し、その理解を得よう努めなければならない。

(排除の停止、制限及び改善命令)

第7条 市長は、システムから公共下水道へ排除された下水が、公共下水道を損傷し若しくは機能を阻害する恐れがあるとき、又は公共下水道の管理上必要があると認めるときは、条例第22条及び第28条の規定に基づき、当該システムの設置者又は使用者に対し、排除の停止若しくは制限又は改善命令を行うことができる。

(維持管理に関する指導)

第8条 市長は、システムの維持管理が適正に行われるよう使用者及び設置者を指導し、必要があるときは資料の提出を求めることができる。

2 市長は、システムの維持管理が適正に行われていることを確認するため、必要があると認める場合には、立ち入り検査等の措置を講ずることができる。

(使用者の地位の承継)

第9条 使用者が当該システムを有する物件（家屋等）の所有権の移転等をする場合は、その相手方（以下「新使用者」という。）に対し、当該建物の宅地建物取引業（昭和27年法律第176号）第35条に規定する重要事項説明書又はこれに代わるものに、次に掲げる事項を明記し、かつ、説明を行い、新使用者の理解を得なければならない。

(1) 当該システムの維持管理については、専門の維持管理業者との契約が必要であること。

(2) 下水道管理者の維持管理に関する指導等に協力する必要があること。

(3) 前2号に規定する事項に関わる役割は、今後他の使用者に所有権の移転等が生じても、その地位は承継するものであること。

(補足)

第10条 システムの設置及び維持管理について、本要綱に定めのないことは、性能基準(案)の趣旨にのっとり実施しなければならない。

附 則

この要綱は、平成11年12月10日から施行する。

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 「ディスポーザ排水処理システム」設置届出書（第1号様式（様式略））

2 一般事項に関する書類

(1) 規格適合評価書（写）及び認証書（写）

(2) 設置場所案内図

(3) 建築物配置図

(4) 工程図

(5) 施行事業者

(6) 維持管理事業者

(7) 排水設備設計図

ア 建築平面図

イ 排水施設図

ウ 給排水設備図

3 仕様書

- (1) ディスポーザ
- (2) 排水処理部
- (3) 算定根拠

4 維持管理計画に関する書類

- (1) 維持管理体制
- (2) 処理水質基準
- (3) 点検項目（維持管理、清掃、汚泥処理、水質等）及び頻度

5 その他

- (1) 維持管理業務委託契約書（写）又は維持管理業務委託契約確約書
- (2) 指定事業施工者一覧表
- (3) 指定維持管理事業者一覧表
- (4) 使用者承継確約書
- (5) その他性能基準（案）との適合性を判断するために必要な書類